

土湯地区水道施設整備事業

募 集 要 項

令和6年7月

福島市水道局

【募集要項】

目 次

第1章 募集要項の位置づけ.....	1
第2章 一般事項.....	1
2.1 本事業の概要.....	1
2.2 対象施設.....	2
2.3 業務範囲.....	4
2.4 事業期間.....	4
2.5 遵守すべき法制度等.....	5
第3章 プロポーザル応募の手続等.....	9
3.1 募集等のスケジュール.....	9
3.2 応募者の構成.....	9
3.3 事業スキーム.....	10
3.4 プロポーザル応募に関する手続き.....	11
3.5 プロポーザル応募に関する留意事項.....	13
3.6 担当窓口.....	14
第4章 応募者の備えるべき応募資格要件.....	15
4.1 応募者に共通する資格条件.....	15
4.2 設計企業の資格条件.....	15
4.3 建設企業の資格条件.....	15
4.4 代表企業の要件.....	16
4.5 地元工事企業の資格条件.....	16
4.6 応募者の制限.....	16
4.7 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	17
第5章 プロポーザル応募時の提出書類.....	18
5.1 応募資格審査書類.....	18
5.2 提案書類.....	19
第6章 事業者の選定方法.....	20
6.1 応募資格の審査.....	20
6.2 提案書類の確認.....	20
6.3 提案価格・基礎審査.....	20
6.4 選定委員会.....	20
6.5 プレゼンテーションの実施.....	21
6.6 提案内容の審査.....	21
6.7 最優秀提案者等の選定.....	21
6.8 優先交渉権者の決定.....	21
6.9 審査結果の通知及び公表.....	21
第7章 本市と事業者の責任分担.....	22

7.1 基本的考え方.....	22
7.2 予想されるリスクと責任分担.....	22
第8章 契約に関する事項.....	24
8.1 契約手続き.....	24
8.2 契約の枠組み.....	24
8.3 契約保証金.....	24
第9章 対価の支払い.....	25
9.1 費用の構成.....	25
9.2 費用の調達.....	25
9.3 費用の支払方法.....	25
9.4 物価変動による工事費の変更.....	25
様式1 資料貸与申請書	
様式2 守秘義務の遵守に関する誓約書	
様式3 質問書	

第1章 募集要項の位置づけ

土湯地区水道施設整備事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、福島市水道局（以下、「本市」という。）が「土湯地区水道施設整備事業」（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- （１） 要求水準書
- （２） 事業者選定基準
- （３） 提出書類作成要領及び様式集
- （４） 基本協定書（案）
- （５） 業務委託契約書（案）
- （６） 工事請負契約書（案）

第2章 一般事項

2.1 本事業の概要

（１） 事業の目的

本事業は、土湯地区への水道水供給について、鷲倉山水源地の水量変動や水質へ懸念・土砂災害特別警戒区域に位置している油畑配水池の更新も不可欠である。

これらの現状を踏まえ、福島地方水道用水供給企業団から受水している水道用水を金剛山配水池から送水し、新たに水道施設を再構築することで水道水供給の安定と強靱化を図ることを目的とする。

（２） 事業名称

土湯地区水道施設整備事業

（３） 事業場所

金剛山配水池（福島県福島市荒井字横塚 3-191）から
送・配水管φ150～φ100（福島県福島市土湯温泉町字西ノ道地内）まで
別紙1 参照

（４） 発注者

福島市水道事業管理者 清野 一浩

（５） 事業方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して事業者にもねる設計・施工一括発注方式（DB方式）とする。なお、設計及び施工に必要な資金については本市が調達する。

（６） 事業者選定方式

本事業は、対象施設に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.2 対象施設

(1) 施設概要

本事業の対象施設の概要は、表 2-1 に示すとおりとする。計画布設ルート図を別紙 1 に示す。

表 2-1 対象施設の概要

項 目	仕様・規模等					
送水管	ダクタイル鋳鉄管（GX）φ100mm L=4.96km（国道 2.21km、県道 0.50km、農道 0.40km、市道 1.85km）					
配水管	ダクタイル鋳鉄管（GX）φ150mm L=2.00km（市道 2.00km）					
水管橋	パイプビーム形式（DIP、φ100）支間長 L=15.4m（地藏原橋） 三角トラス形式（SUS、φ150）支間長 L=21.0m（赤坂橋）					
減圧弁	1 箇所					
国道横断部推進	1 箇所（未定）					
中央監視改造工事	1 式（福島市水道局施設管理センター）					
第 1 ポンプ所	整備予定地	別紙 1 に示す。				
	造成工事	ポンプ所整備予定地背面の造成工事				
	計画送水量	384m ³ /日				
	水位関係	水位関係は以下のとおりとする。				
		単位：m				
		No	施設名	LWL	HWL	有効水深
		1	金剛山配水池	+252.00	+257.00	5
	2	（仮）土湯配水池	+543.50	+547.00	3.5	
	※上記を基に、各ポンプ所の水位設定は事業者にて行うものとする。					
	構造形式	鉄筋コンクリート（RC）造				
	建屋	電気室、ポンプ室、次亜注入室				
	建築機械設備	空気調和設備、換気設備、消火設備、給水設備				
建築電気設備	電灯設備、動力設備、外灯設備					
機械設備	送水ポンプ設備 〈参考〉0.267m ³ /分×67.5m×2 台（内 1 台予備） 次亜注入設備、ポンプ廻り配管					
電気設備	受変電・運転操作設備、非常用自家発電設備（LP ガス）、 電気計装設備、監視制御設備					
第 2 ポンプ所	整備予定地	別紙 1 に示す。				
	造成工事	ポンプ所整備予定地の造成工事				
	計画送水量	384m ³ /日				
	水位関係	水位関係は第 1 ポンプ所の水位関係を参考とする。				
	構造形式	鉄筋コンクリート（RC）造				
	ポンプ井	有効水深 H=2.0m、有効容量 V=27m ³ ※2 池で構成し有効容量を満足すること。				
	建屋	電気室、ポンプ室				

	建築機械設備	空気調和設備、換気設備、消火設備、給水設備
	建築電気設備	電灯設備、動力設備、外灯設備
	機械設備	送水ポンプ設備 〈参考〉 $0.267\text{m}^3/\text{分} \times 131.5\text{m} \times 2$ 台（内 1 台予備）ポンプ廻り配管
	電気設備	受変電・運転操作設備、非常用自家発電設備（LP ガス）、電気計装設備、監視制御設備
第 3 ポンプ所	整備予定地	別紙 1 に示す。
	造成工事	ポンプ所整備予定地の造成工事
	計画送水量	$384\text{m}^3/\text{日}$
	水位関係	水位関係は第 1 ポンプ所の水位関係を参考とする。
	構造形式	鉄筋コンクリート（RC）造
	ポンプ井	有効水深 $H=2.0\text{m}$ 、有効容量 $V=27\text{m}^3$ ※2 池で構成し有効容量を満足すること。
	建屋	電気室、ポンプ室
	建築機械設備	空気調和設備、換気設備、消火設備、給水設備
	建築電気設備	電灯設備、動力設備、外灯設備
	機械設備	送水ポンプ設備 〈参考〉 $0.267\text{m}^3/\text{分} \times 150.5\text{m} \times 2$ 台（内 1 台予備） ポンプ廻り配管
	電気設備	受変電・運転操作設備、非常用自家発電設備（LP ガス）、電気計装設備、監視制御設備
配水池	整備予定地	別紙 1 に示す。
	計画給水量	$320\text{m}^3/\text{日}$
	水位関係	水位関係は第 1 ポンプ所の水位関係を参考とする。
	有効容量	300m^3 ※2 池で構成し有効容量を満足すること。
	構造形式	鉄筋コンクリート（RC）造
	建屋	電気室、流量計室
	建築機械設備	空気調和設備、換気設備、消火設備、給水設備
	建築電気設備	電灯設備、動力設備、外灯設備
	電気設備	受変電・運転操作設備、電気計装設備、監視制御設備
その他整備工事	既設管接続	添付図参照

（２） 管路の起終点

１） 起点接続部

起点は、金剛山配水池敷地内の流量計室内の流出管（バイパス管 $\phi 350$ ）から $\phi 100$ の分岐を行う。分岐に関してはバルブ操作による接続とする。

２） 終点接続部

終点は、土湯温泉町の既設管（ $\phi 100$ ）に接続する（別紙 2 に示す）。

３） 付帯設備

管路の通水、洗管並びに維持管理上必要な排水施設や仕切弁、空気弁を設けるものとする。

2.3 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工であり、その概要は表 2-1 に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-1 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調 査	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査
	上記に伴う各種申請	調査に必要な各種申請書の作成を行い、本市の補助を行う。
設 計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行い事業費の算出を行う。また、設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る本市の補助を行う。
	工事監理業務	出来高に対する施工監理を実施する。 また主要工事の出来高精算に必要な各種図書類の提出を行う。
工 事	工事業務	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。なお、申請に必要な証紙等の費用は事業者の負担とする。
	家屋調査業務	建設工事に伴う調査の必要性が認められた場合は協議の上、事前及び事後調査を行う。
	出来高積算業務	工事の年度別出来高積算に係る資料の作成を行う。

2.4 事業期間

令和 10 年 3 月 31 日まで

※ただし、詳細設計業務は令和 8 年 3 月 31 日までに完了すること

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

合計	3,382,383,000 円（税込み）
工事費	2,840,913,000 円（税込み）
委託費	541,470,000 円（税込み）

2.5 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・ 水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 森林法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ 福島市個人情報保護に関する法律施行条例

- ・ その他関係する法令、条例、規則等
- (2) 基準、仕様等
- 1) 共通（全て最新版とする）
- ※見積金額を積算する時点の基準等は、提案書の受付締切日における最新版
- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
 - ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
 - ・ 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
 - ・ 水理公式集（土木学会）
 - ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
 - ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
 - ・ 水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）
 - ・ 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
 - ・ 水道用バルブハンドブック（日本水道協会）
 - ・ 共通仕様書（業務委託編）（福島県土木部）
 - ・ 共通仕様書（土木工事編）（福島県土木部）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ
 - ・ 共通仕様書業務委託編Ⅰ（福島県土木部）
 - ・ 共通仕様書業務委託編Ⅱ（福島県土木部）
 - ・ 日本工業規格（JIS）
 - ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
 - ・ 土木製図基準（土木学会）
 - ・ 電気設備工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
 - ・ 機械設備工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
 - ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）
 - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等
- 2) 推進工法、水管橋工事（全て最新版とする）
- ※見積金額を積算する時点の基準等は、提案書の受付締切日における最新版
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
 - ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ・ 道路橋示方書（日本道路協会）
 - ・ 道路橋示方書（耐震設計編）（日本道路協会）
 - ・ 道路橋示方書（下部構造編）（日本道路協会）
 - ・ 杭基礎施工便覧（日本道路協会）
 - ・ 杭基礎設計便覧（日本道路協会）
 - ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
 - ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
 - ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
 - ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
 - ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）

- ・ 近接工事設計施工マニュアル（ＪＲ東日本）
- ・ 水管橋設計基準（日本水道鋼管協会）
- ・ 水管橋設計基準（耐震設計編）（日本水道鋼管協会）
- ・ 水管橋外面防食基準（日本水道鋼管協会）
- ・ 改定解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- ・ 工作物設置許可基準（国土交通省）
- ・ 許可工作物技術審査の手引きについて（国土交通省）
- ・ 福島県河川許可申請チェックリスト
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

３） 建築

※見積金額を積算する時点の基準等は、提案書の受付締切日における最新版

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画規準平成 25 年版
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 平成 8 年版
- ・ 建築工事設計図書作成基準令和 2 年版
- ・ 建築設計基準 令和 4 年版
- ・ 建築設計基準の資料 令和 4 年版
- ・ 建築構造設計基準 令和 3 年版
- ・ 建築構造設計基準の資料 令和 3 年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和 4 年版
- ・ 建築工事標準詳細図 令和 4 年版
- ・ 構内舗装・排水設計基準 平成 27 年版
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料 平成 27 年版
- ・ 擁壁設計標準図 平成 12 年版
- ・ 官庁施設の環境保全性基準 令和 4 年版
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 平成 18 年版

４） 建築設備

※見積金額を積算する時点の基準等は、提案書の受付締切日における最新版

- ・ 建築設備計画規準 令和 3 年版
- ・ 建築設備設計規準 令和 3 年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 建築設備設計計算書の手引 令和 3 年版
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画規準 平成 25 年版
- ・ 官庁施設の環境保全性規準 令和 4 年版
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 平成 18 年版
- ・ 雨水利用・排水裁量設備計画規準 平成 28 年版

（３） 積算基準

- ・ 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省）

- ・ 土木工事標準積算基準書（国土交通省）
- ・ 下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・ 下水道用設計積算要領（日本下水道協会）
- ・ 推進工法用設計積算要領（日本推進技術協会）
- ・ 工業用水道工事設計標準歩掛表（日本工業用水協会）
- ・ 土木工事数量算出要領（案）（東北地方整備局）
- ・ 土木工事標準積算基準 1（福島県土木部）
- ・ 土木工事標準積算基準 2（福島県土木部）
- ・ 土木工事標準積算基準 3（福島県土木部）
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編） 平成 31 年版
- ・ 公共建築数量積算基準 平成 29 年版
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）令和 4 年版
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）令和 4 年版
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編） 平成 29 年版
- ・ 公共建築設備数量積算基準 平成 31 年版
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）令和 4 年版
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）令和 4 年版
- ・ 土木工事標準積算基準（機械編）（福島県土木部）
- ・ 土木工事標準積算基準（電気通信編）（福島県土木部）
- ・ その他関係する積算基準等

第3章 プロポーザル応募の手続等

3.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施内容	年月
募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提案書類作成要領及び様式集、契約書（案））の公表	令和6年7月2日
資料貸与	令和6年7月2日～7月19日
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和6年7月26日
募集要項等に関する質問への最終回答の公表 ※回答は随時	令和6年7月31日
応募資格審査書類の受付（締切）	令和6年8月23日
応募資格審査通知の送付	令和6年8月30日～9月6日
提案書類の受付（参考見積書及び技術提案書の受付）（締切）	令和6年9月13日
技術提案書等に関するプレゼンテーションの詳細通知（末日）	令和6年9月24日（予定）
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和6年10月上旬（予定）
事業者選定結果公表	令和6年10月中旬（予定）
基本協定締結	令和6年11月中旬（予定）
設計委託契約締結	令和6年12月下旬（予定）
工事請負契約締結（提案内容に基づく）	令和8年1月中旬（予定）

3.2 応募者の構成

（1） 応募者の構成は以下の通りとする。

- ① 設計企業と代表企業を含むグループ
- ② 設計企業と甲型共同企業体2者を含むグループ

なお、①又は②を基本とし他の提案も可能とする。

（2） 設計企業、建設企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、建設企業を兼ねることはできない。なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

（3） 構成員から協力企業への再委託、下請を可とする。協力企業については、地元工事企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元工事企業を活用するように配慮するものとし、地元工事企業を少なくとも一企業配置すること。

なお、各企業に必要な資格要件は、第4章 応募者の備えるべき応募資格による。

3.3 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図 3-1 に示す①または②を基本とする。

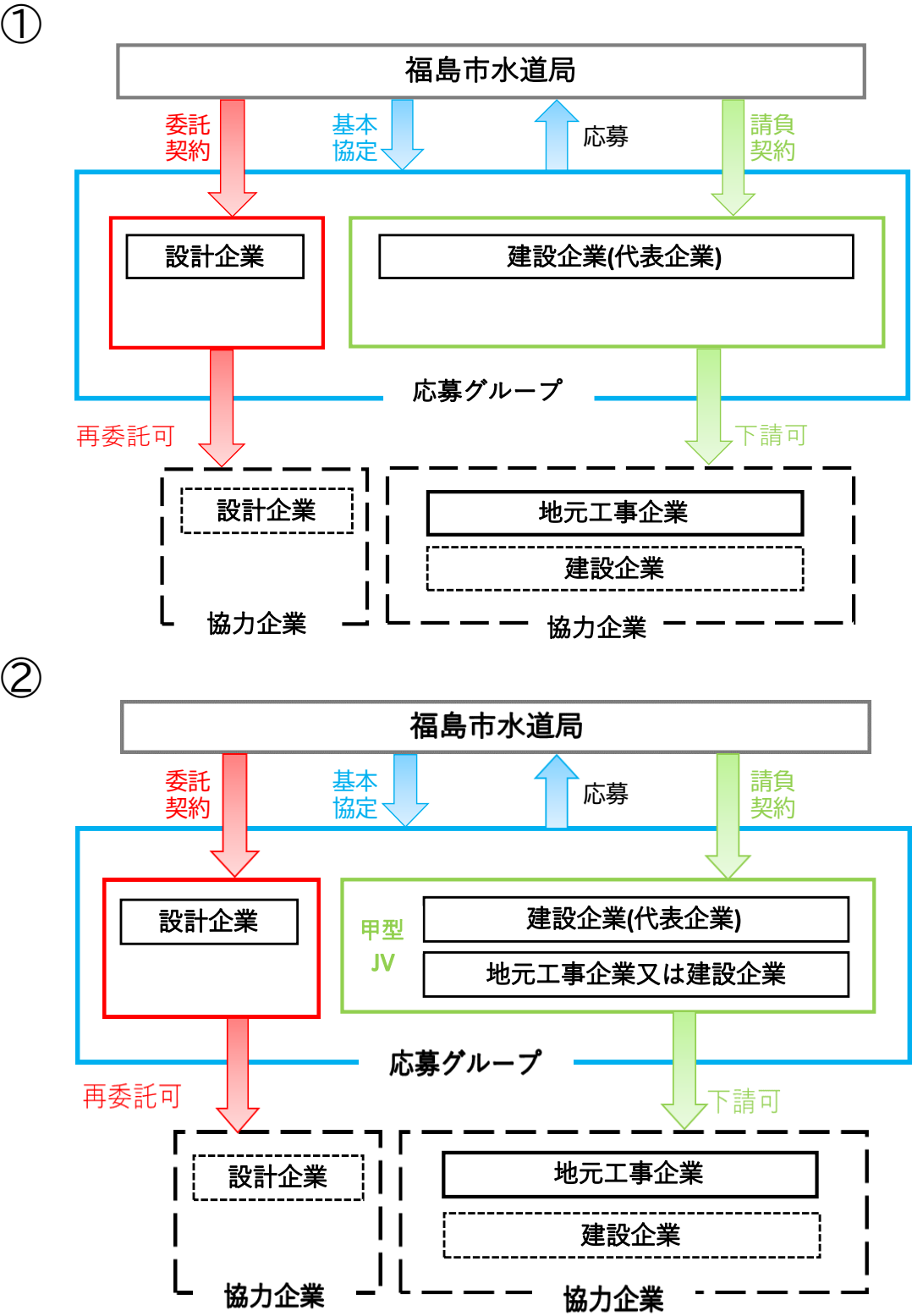


図 3-1 事業スキーム

3.4 プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要項等に関する質問の受付・回答

1) 質問の受付

募集要項等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要項等の公表から令和6年7月26日（金）午後4時まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、応募者は電子メールの送信後、市に対し、受付期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、応募者が送信確認の電話連絡を行うものとする。
質問書の様式	質問書（様式3）に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【土湯地区水道施設整備事業に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	3.6に記載の担当窓口

2) 資料貸与

① 貸与日

令和6年7月2日（火）から令和6年7月19日（金）まで
（平日午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで）

② 貸与資料

貸与資料は、以下に示すとおりである。

委託名称	委託年度	調査機関
第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	令和4年度	株式会社日水コン

③ 申請先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先

3.6 に記載の窓口

④ 貸与方法

電子メールによる資料貸与申請書（様式1）の提出

なお、送信者は電子メールの送信後、市に対し、申請期間中の平日午前9時から正午又は午後1時から午後5時までの間に、送信確認の電話連絡を行うものとする。

⑤ 注意事項

(ア)資料媒体は電子データ（CD-R又はDVD-R）とする。

(イ)貸与日時については、申請者に別途通知する。なお、貸出後7日以内に返却すること。

(ウ)同一社内で異なる部署からの申請がないように、事前に社内で申請状況を確認すること。

(エ)資料貸与時の質疑は受け付けない。

(オ)資料貸与時に、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式2）の原本を提出すること。

(カ)貸与資料は、本事業に係る技術提案や応募を検討することを目的とした参考資料であり、本事業の条件、範囲、数量、その他契約事項を規定するものではない。

3) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと本市が認めたものを除き、下記にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

なお、期間内に質問があったものについては随時回答するものである。

質問への最終回答の公表	令和6年7月31日（水）
ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/

(2) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年7月2日（火）～令和6年8月23日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3. 6に記載の窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5. 1 応募資格審査書類の「【様式1】応募資格審査に関する提出書類」

(3) 応募資格審査の通知の送付

応募資格審査の通知は、以下のとおり実施する。

送付期間	令和6年8月30日（金）～令和6年9月6日（金）
送付先	代表企業に郵送にて送付する。

(4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年8月30日（金）～令和6年9月13日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
提出場所	3. 6に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5. 2 提案書類の「【様式3】提案書類審査に関する提出書類」 5. 2 提案書類の「【様式4】技術提案書」

(5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和6年8月19日(月)～令和6年9月13日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	3. 6に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5. 1 応募資格審査書類の「【様式2】辞退届」

(6) プレゼンテーションの実施

本市は、基礎審査等を通過した応募者に対し、令和6年10月上旬(予定)に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和6年9月24日(火)を予定とし別途通知するが、概要を以下に示す。

応募グループからの参加人数：6名以内(参加資格は自由)

プレゼンテーション資料：提案書からの抜粋で行うこと(新規データは不可)

実施予定期間：令和6年10月7日(月)～令和6年10月11日(金)でのいずれか

3.5 プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表及び本市が必要と認める時には、応募者が了承した場合に(応募者が了承した範囲で)事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、本市に提出された資料は、福島市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、応募者が了承した場合に(応募者が了承した範囲で)公開することができる。

(5) 募集要項の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- 1) 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- 2) 事業名及び見積金額のない書類
- 3) 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- 4) 事業名に誤りのある書類
- 5) 見積金額の記載が不明瞭な書類
- 6) 見積金額を訂正した書類
- 7) 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
- 8) 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口到達しなかった書類
- 9) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- 10) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

(9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

(10) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3.6 担当窓口

手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号 福島市水道局 水道総務課管財契約係 TEL: 024-535-1118 FAX: 024-535-1133 電子メール: suidou-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
--

第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

応募者の構成企業の資格要件は次のとおりとする。

4.1 応募者に共通する資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) 応募資格審査書類提出日から基本協定締結の時までの間に、水道事業管理者の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

4.2 設計企業の資格条件

設計企業は次の（1）から（5）までの条件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 募集要項等公表日現在において、福島市業務委託有資格業者名簿に業種区分「土木設計」で登録されている準市内業者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（国土交通省告示）に基づく、「上水道及び工業用水道」部門の登録を受けていること。
- (3) 平成24年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の口径150ミリ以上の導水管路又は送水管路若しくは配水管路における詳細設計業務完了実績を有していること。
- (4) 一級建築士を有していること。
- (5) 次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が1）と2）を兼務することはできない。

1) 管理技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

2) 照査技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】）又は水道管路施設管理技士（1級）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者。（応募資格審査書類提出日において、連続して3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。）

4.3 建設企業の資格条件

建設企業は次の（1）から（4）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条の規定に基づく「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

- (2) 募集要項等公表日現在において、福島市工事請負有資格業者名簿に業種名称「一般土木工事」又は「水道施設工事」で登載されていること。
- (3) 平成 24 年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した土木一式工事、水道施設工事のいずれかを元請けとして完了した実績を有すること。
- (4) 「土木一式工事」又は「水道施設工事」に係る監理技術者の資格を有する者で、当該建設企業と直接的な雇用関係にある者を専任で配置できること。ただし、工事請負契約開始時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

4.4 代表企業の要件

- (1) 元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の管路 DB 事業の施工実績を有していること。
- (2) 設計建設の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。また統括責任者は、本市との統括的な連絡窓口となるが、設計施工期間における事業進捗に応じて、本市の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。また配水池、ポンプ場の建築にあたっては、二級建築施工管理技士の資格を有する者を担当技術者として配置できること。なお、協力企業が当該資格を有する者を配置することでも可とする。

4.5 地元工事企業の資格条件

地元工事企業は次の（１）から（２）までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 建設業法第 3 条の規定に基づく「水道施設工事」又は「土木一式工事」又は「建築一式工事」に係る「一般建設業若しくは特定建設業」の許可を受けていること。
- (2) 募集要項等公表日現在において、福島市工事請負有資格業者名簿に業種名称「一般土木工事」又は「水道施設工事」又は「建築一式工事」で登載されている市内業者であること。
- (3) 平成 24 年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した土木一式工事、水道施設工事、建築一式工事のいずれかを元請けとして完了した実績を有すること。

4.6 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者となることはできない。

- (1) 選定委員会に関わっているもの
土湯地区水道施設整備事業事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本金又は人事面において関連がある者。

4.7 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、4.1～4.5に記載されている資格要件を喪失した場合又は、応募資格書類に虚偽の記載をした場合は、以下の取扱いとする。

(1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、応募者を失格とする。

(2) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに本市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5.1 応募資格審査書類

提出書類	様式
【様式Ⅰ】応募資格審査に関する提出書類	
・ 応募資格審査書類一覧表	様式Ⅰ－１
・ 参加表明書、応募者の構成一覧表	様式Ⅰ－２
・ 資格審査申請書	様式Ⅰ－３
・ 設計企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－４
・ 設計実績（設計企業）	様式Ⅰ－４－１
・ 配置予定技術者の資格（設計企業）	様式Ⅰ－４－２
・ 代表企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－５
・ 管路DB実績（代表企業）	様式Ⅰ－５－１
・ 配置予定技術者の資格（代表企業）	様式Ⅰ－５－２
・ 建設企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－６
・ 協力企業のうち地元工事企業の応募資格要件に関する書類	様式Ⅰ－７
・ 完工実績（協力企業のうち地元工事企業）	様式Ⅰ－７－１
・ プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式Ⅰ－８
・ 委任状（応募者の各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）	様式Ⅰ－９
・ 上記書類データを全て保存した CD-R	－
【様式Ⅱ】辞退届	
・ プロポーザル応募辞退届	様式Ⅱ－１

5.2 提案書類

提出書類	様式
【様式Ⅲ】提案書類審査に関する提出書類	
・ 提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－１
・ 提案書類提出書	様式Ⅲ－２
・ 見積書	様式Ⅲ－３
・ 見積金額計算書	様式Ⅲ－４
【様式Ⅳ】技術提案書	
・ 設計企業の実績一覧	様式Ⅳ－１
・ 代表企業の実績一覧	様式Ⅳ－２
・ 地元建設企業の実績一覧	様式Ⅳ－３
・ 配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ－４
・ 業務実施方針	様式Ⅳ－５
・ 業務実施体制	様式Ⅳ－６
・ 調査・設計計画	様式Ⅳ－７
・ 施工計画	様式Ⅳ－８
・ 工期の確実性に関する事項	様式Ⅳ－９
・ 環境配慮に関する事項	様式Ⅳ－１０
・ 地域貢献に関する事項	様式Ⅳ－１１
・ 要求水準チェックリスト	様式Ⅳ－１２

第6章 事業者の選定方法

6.1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

(3) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6.2 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6.3 提案価格・基礎審査

(1) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

(2) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 結果の通知

本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6.4 選定委員会

本市は、事業者の審査に際して、外部有識者等で構成する「土湯地区水道施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6.5 プレゼンテーションの実施

提案価格審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6.6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。
詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6.7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6.8 優先交渉権者の決定

本市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

6.9 審査結果の通知及び公表

本市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、各応募者の代表企業の名称のみ公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に本市へ説明を求めることができる。

第7章 本市と事業者の責任分担

7.1 基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。この考え方より、設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市が責任を負う。

7.2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

図 7-1 リスク分担表

	No.	説明	担当	
			市	事業者
構想・計画リスク	1	市の施策変更による事業への影響（変更・中断・中止など）	○	
入札説明書リスク	2	募集要項の誤り、内容の変更による事業への影響	○	
許認可リスク	3	市が取得すべき許認可の遅延（第三者機関が原因となる許認可の遅延を含む）による事業への影響	○	
	4	事業者が取得すべき許認可の遅延による事業への影響		○
法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更による事業への影響	○	
税制変更リスク	6	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更による事業への影響		○
	7	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更による事業への影響	○	
物価変動リスク	8	人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰	○	
住民対応リスク	9	事業の実施に関する住民反対運動等への対応	○	
	10	事業者が行う業務（調査、工事等）に対する住民反対運動等への対応		○
環境問題リスク	11	市が行う業務に起因する環境の悪化	○	
	12	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		○
第三者賠償リスク	13	市の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償（市の指示による事故発生の場合など）	○	
	14	事業者の責任に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
安全確保リスク	15	調査、工事等における安全管理の実施		○
保険リスク	16	設計・工事段階のリスクをカバーする保険の加入		○
構成員・協力企業リスク	17	構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		○
債務不履行リスク	18	市の責に帰すべき事由による事業の中止・延期	○	
	19	事業者の事由による事業の中止・延期		○
不可抗力リスク	20	戦争、暴動等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
	21	台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
	22	地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
契約リスク	23	市の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	○	
	24	事業者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		○
発注者責任リスク	25	工事請負契約の締結に關しての責任	○	
	26	工事請負契約の内容に關しての責任	○	
	27	工事請負契約の内容変更を行う際の対応者	○	
	28	設計委託請負契約の締結に關しての責任	○	
	29	設計委託請負契約の内容に關しての責任	○	
	30	設計委託請負契約の内容変更を行う際の対応者	○	
測量・調査リスク	31	市が実施していないポンプ所、配水池設置予定箇所の用地測量・調査の不足による設計・工事費の増大や工期遅延への影響	○	
	32	No. 31以外で市が実施した測量・調査の不足による事業への影響	○	
	33	事業者が実施した測量・調査の不足による事業への影響		○
地中埋設物リスク	34	上下水道管路等の地中埋設物の損傷（既存資料及び調査から把握・想定可能なもの）		○
	35	上記以外の天災等による市と事業者の両者の責に帰することができないこと	○	
設計リスク	36	第三者（道路管理者、河川管理者、住民等）との協議や天災など不可抗力の事由により、別紙1に示す事業予定地・当該ルートが変更となった場合の設計の遅延、設計費の増大	○	
	37	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
工事遅延・未完成リスク	38	第三者（道路管理者、河川管理者、住民等）との協議や天災など不可抗力の事由により、別紙1に示す事業予定地・当該ルートが変更となった場合の工事の遅延、工事費の増大	○	
	39	事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○
環境汚染物質リスク	40	工事に伴うアスベストなど環境汚染物質の発見・対応における事業への影響（費用の増大・遅延）	○	
性能リスク	41	要求性能が不適合（施工不良を含む）であった際の対応		○
引渡前損害リスク	42	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害		○
埋設文化財リスク	43	埋設文化財の損傷（既存資料及び調査から把握・想定ができないもの）	○	
事業予定地のリスク	44	別紙1に示す事業予定地において、買収予定地の取得や土壌汚染に係るリスク	○	
資機材置き場・仮設道路のリスク	45	本事業の遂行に必要な資材置き場、仮設道路等の確保について、別紙1に示す事業予定地以外で事業者にて確保する場合のリスク		○

第8章 契約に関する事項

8.1 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が4.7「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4.7.（2）「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を市が認めた場合は、この限りではない。

8.2 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、設計業務委託契約を本市と締結する。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、工事請負契約を本市と締結する。なお、事業者からの提案により、全工区の設計完了前に設計完了工区を検収・引き渡しし、本市の承認のうえ、引き渡しされた設計書を元に工事請負契約を締結することは可能とする。

(2) 対象者

契約の対象者は、以下のとおりとする。

項目	対象者
基本協定	応募者
設計委託契約	設計企業
工事請負契約	代表企業又は建設 JV

(3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定締結	令和6年11月中旬
設計委託契約締結	令和6年12月下旬
工事請負契約締結	令和8年1月下旬（提案による）
設計期間	管 路：契約締結日から令和7年9月 構造物：契約締結日から令和8年3月 （事業者提案により短縮可能）
工事期間	工事請負契約締結後～令和10年3月 （事業者提案により短縮可能）

8.3 契約保証金

業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第9章 対価の支払い

9.1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務
委託費	調査費	調査業務
	設計費	詳細設計業務
		各種申請等の補助業務
	工事監理費	工事監理業務
工事費	工事費	工事業務
		各種許認可等の申請業務
		家屋調査業務
		出来高精算業務

9.2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、本市が調達するものとする。

9.3 費用の支払方法

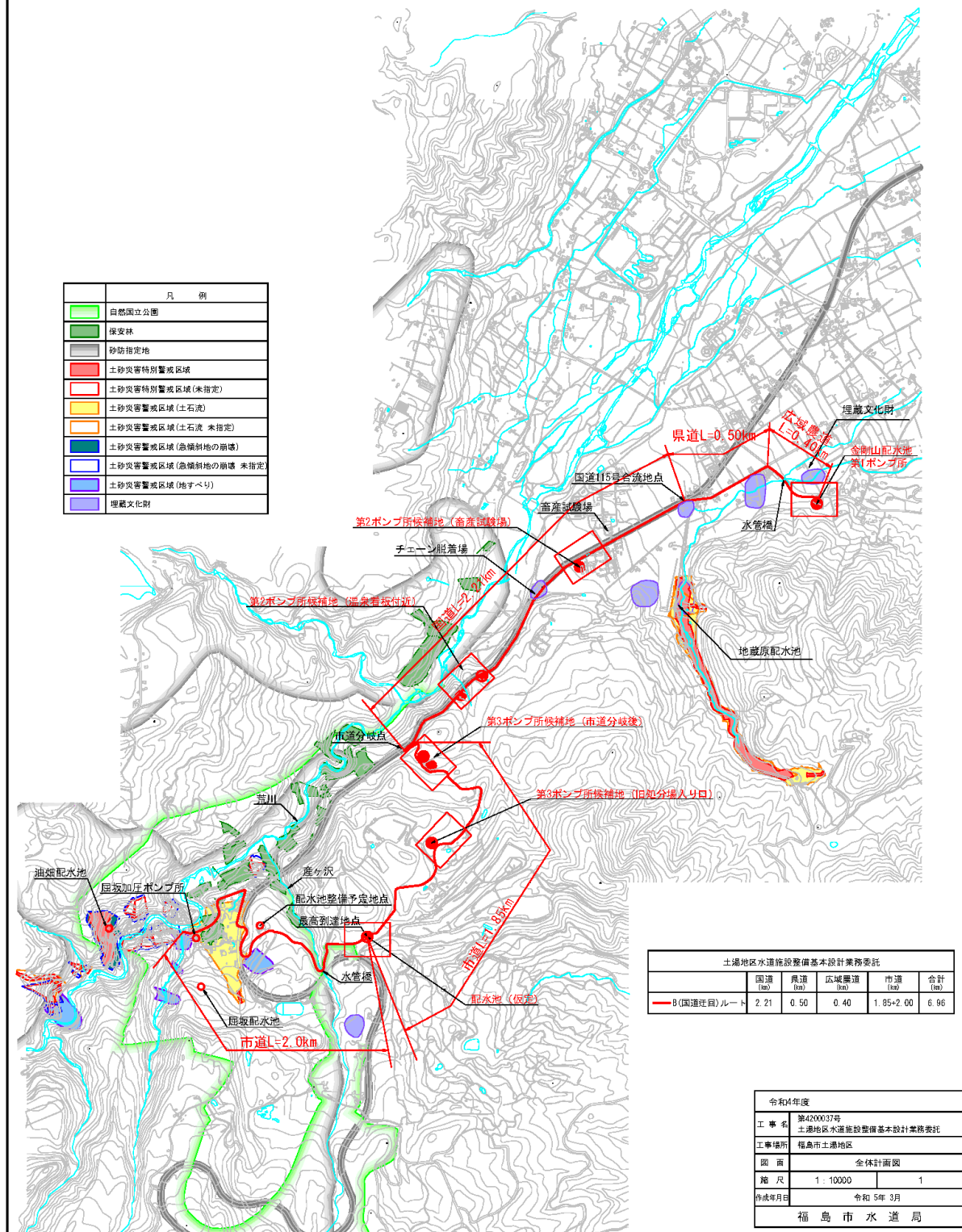
設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

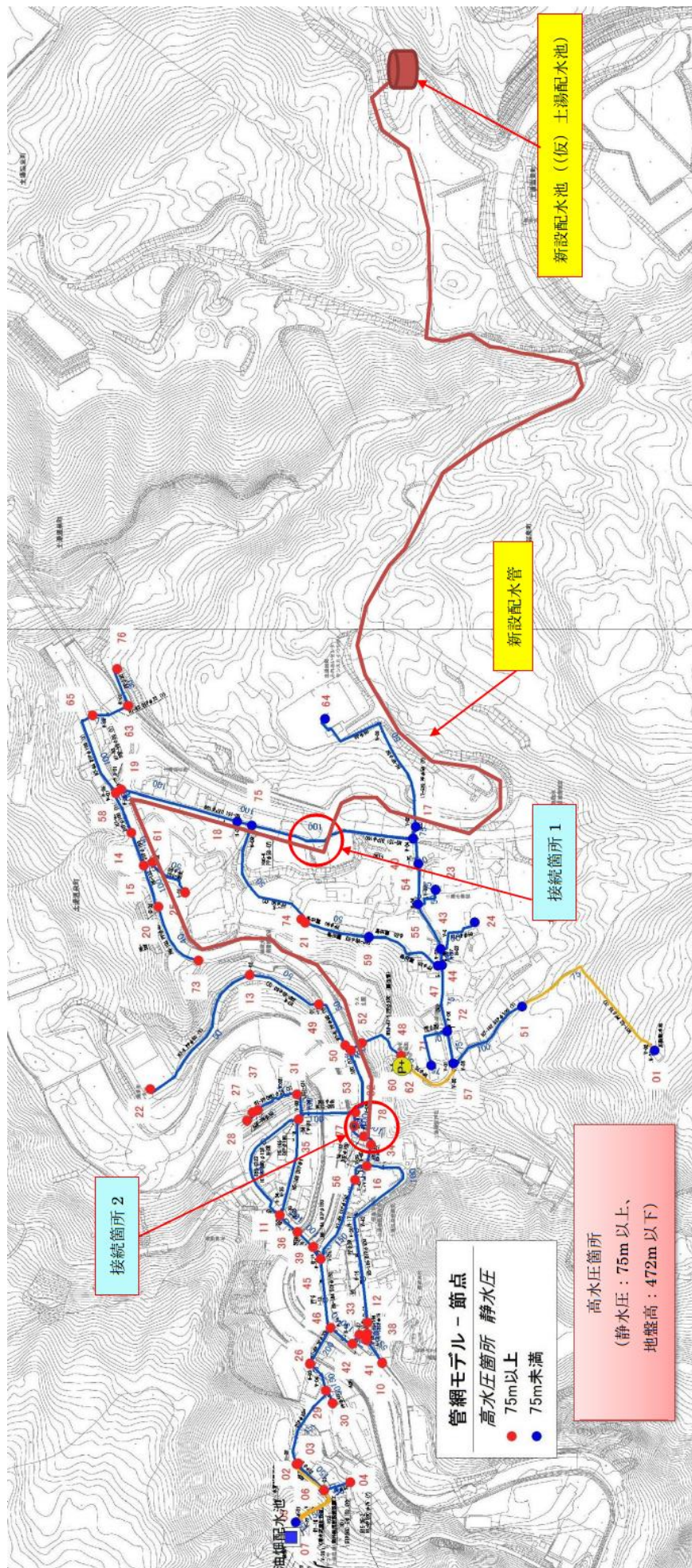
なお、各年度の支払限度額は、業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

9.4 物価変動による工事費の変更

- (1) 各種契約書に基づき協議するものとする。
- (2) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、市と事業者が協議して対応を定めるものとする。

全体計画図 S=1:10000





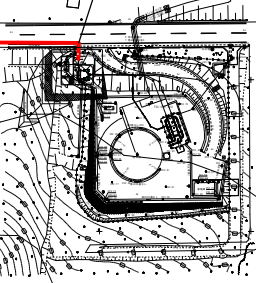
送水管平面図 (1)

送水管 ダクタイル鋳鉄管 GX形φ100 L=4.96km

県道L=0.50km

広域農道L=0.40km

水管橋



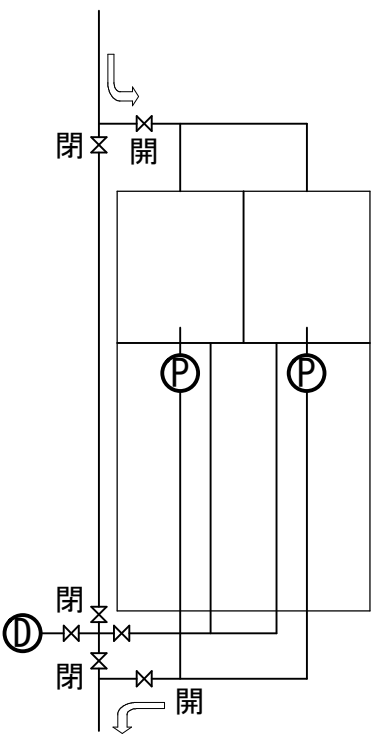
金剛山配水池

第1ポンプ所

令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	送水管平面図 (1)	
縮 尺	1 : 2500 (A3)	2
作成年月日	令和 5年 3月	
福島市水道局		

送水管平面図 (2)

ポンプ所場内配管モデル図



送水管 ダクタイル鋳鉄管 6X形φ100 L=4.96km

国道L=2.21km

国道115号線

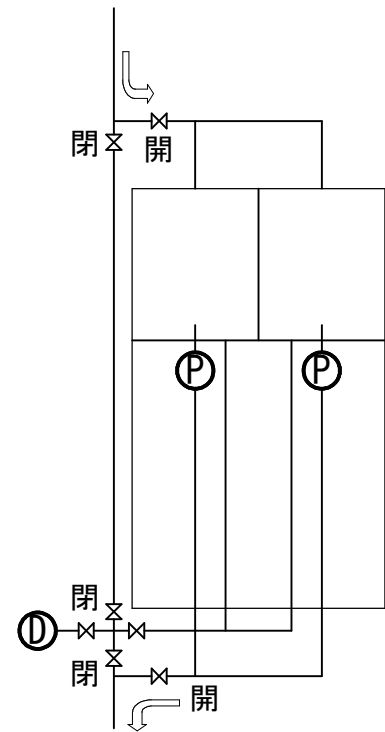
県道L=0.50km

ポンプ所候補地

令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	送水管平面図 (2)	
縮 尺	1 : 2500 (A3)	3
作成年月日	令和 5年 3月	
福 島 市 水 道 局		

送水管平面図 (3)

ポンプ所場内配管モデル図



送水管 ダクタイル鋳鉄管 GX形 $\phi 100$ L=4.96km
国道 L=2.21km

国道115号線

ポンプ所候補地

ポンプ所候補地

令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	送水管平面図 (3)	
縮 尺	1 : 2500 (A3)	4
作成年月日	令和 5年 3月	
福 島 市 水 道 局		

送水管平面图 (4)

国道L=2.21km

国道115号

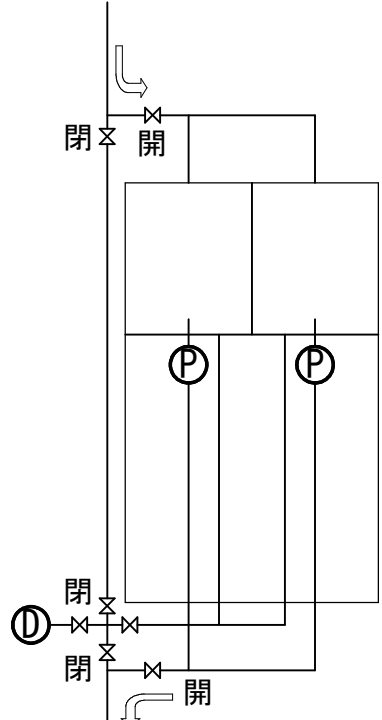
~~ポンプ所候補地~~

~~ポンプ所候補地~~

This is a topographic map of the area around Mt. Kuroyama (黒山). The map features several contour lines indicating elevation. A road, labeled '山形県道 100号' (Yamagata Prefectural Route 100), runs diagonally across the map. A stream, labeled '黒川' (Kurogawa), flows from the top right towards the bottom left. The map also shows a small settlement or area labeled '黒山' (Kuroyama) and a road labeled '山形県道 100号' (Yamagata Prefectural Route 100). The map is oriented with North at the top.

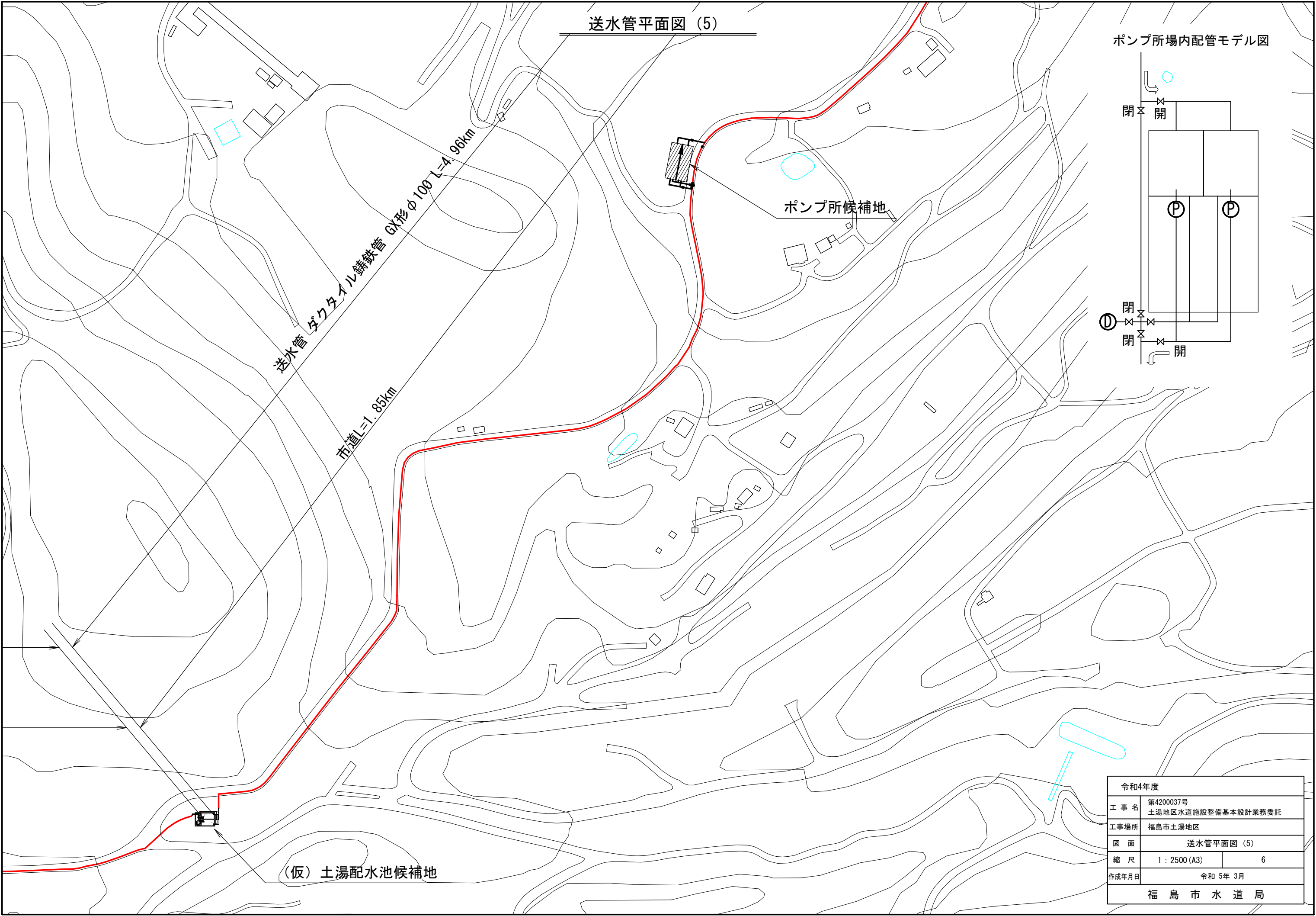
市道11.85km

ポンプ所場内配管モデル図

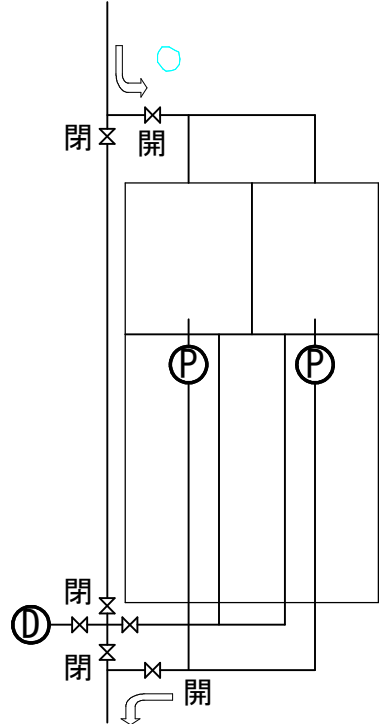


令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	送水管平面図 (4)	
縮 尺	1 : 2500 (A3)	5
作成年月日	令和 5年 3月	
福島市水道局		

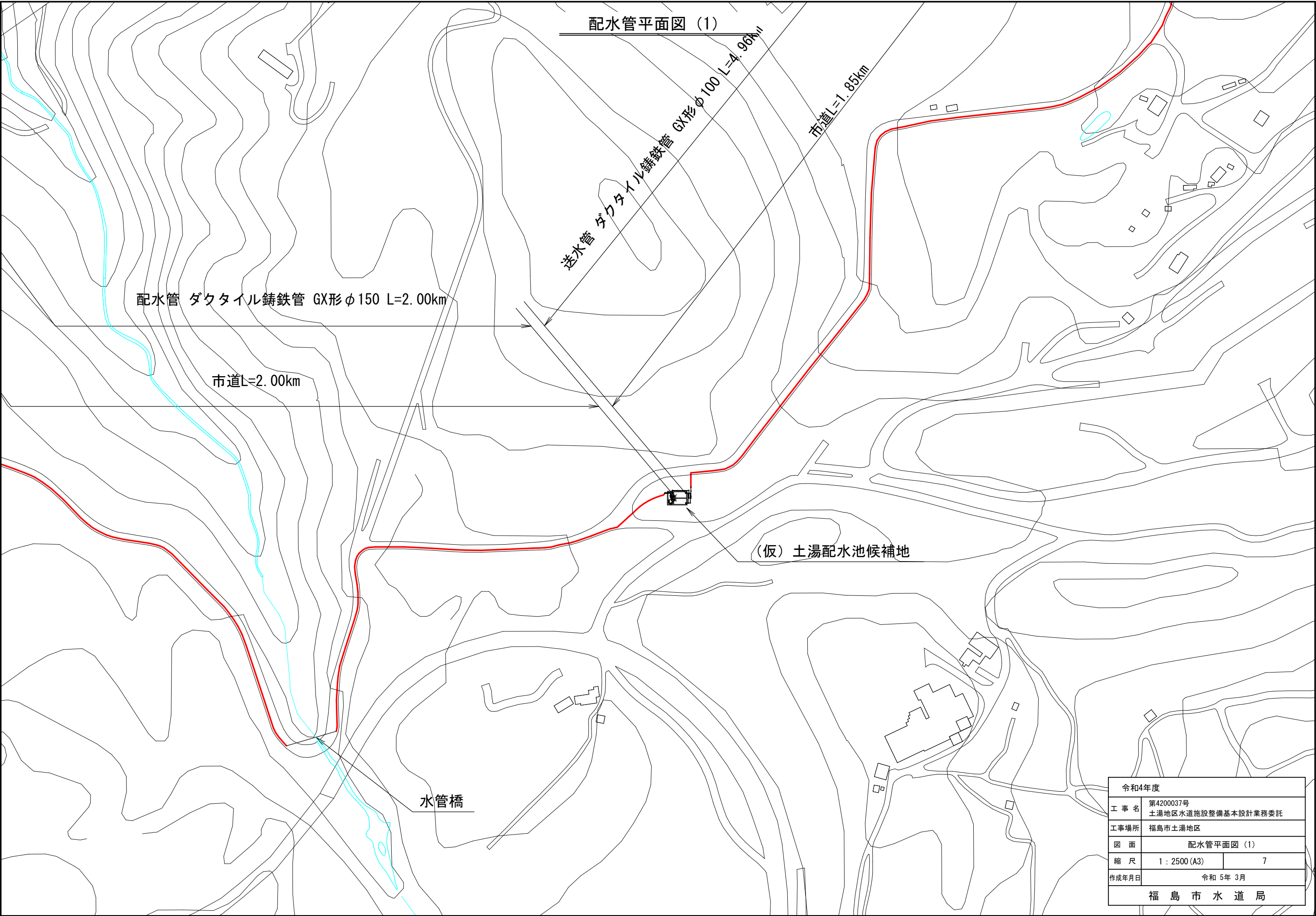
送水管平面図 (5)



ポンプ所場内配管モデル図



令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	送水管平面図 (5)	
縮 尺	1 : 2500 (A3)	6
作成年月日	令和 5年 3月	
福島市水道局		



令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	配水管平面図 (1)	
縮 尺	1 : 2500 (A3)	7
作成年月日	令和 5年 3月	
福島市水道局		

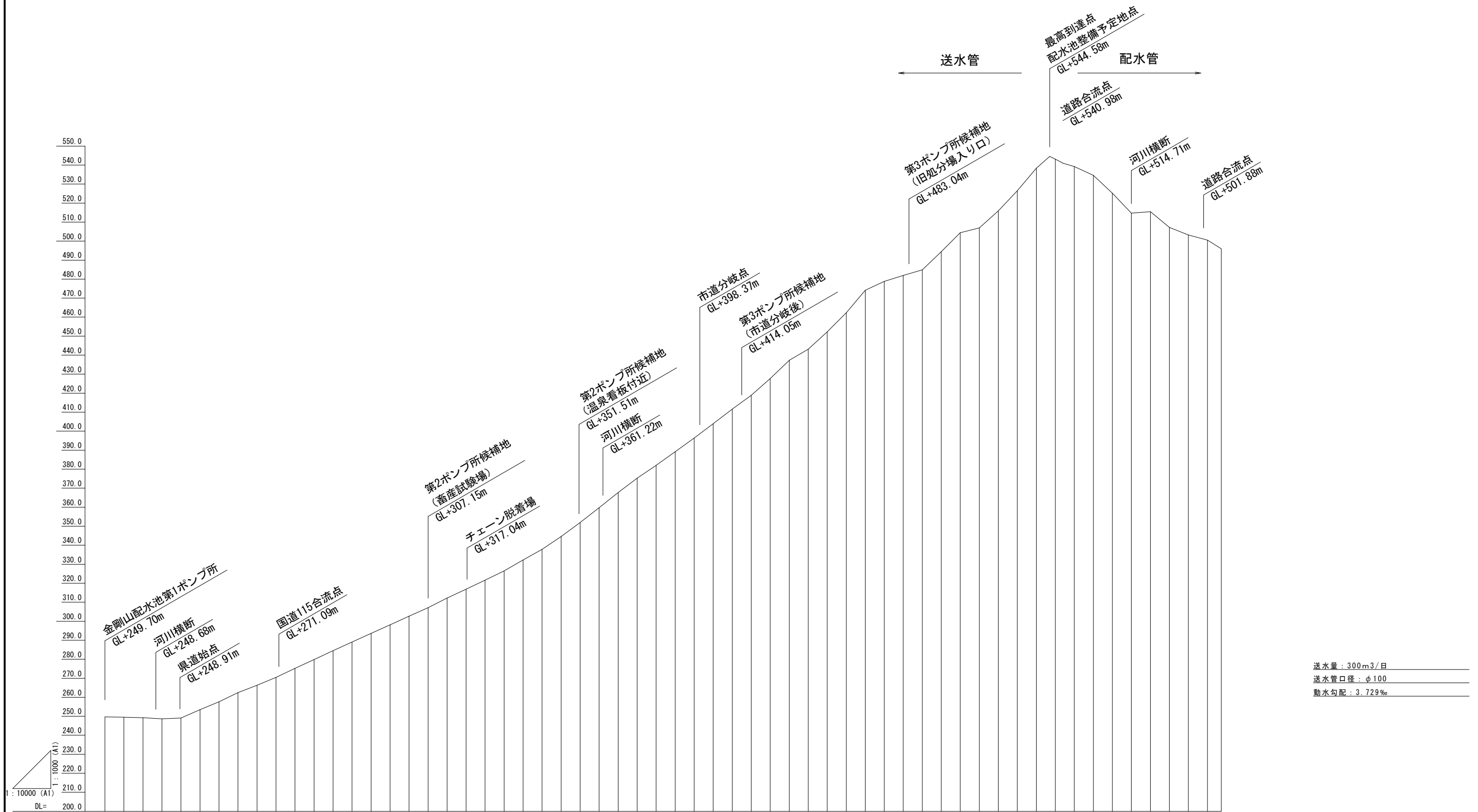
配水管 ダクタイル鋳鉄管 GX形φ150 L=2.00km

市道 $L=2.00\text{km}$

減圧弁

令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	配水管平面図 (2)	
縮 尺	1 : 2500 (A3)	8
作成年月日	令和 5年 3月	
福島市水道局		

全体縦断図



票	号	里程	送站里程	地脚金
No. 0	0	0.00	249.70	
No. 1	100	100.00	249.49	
No. 2	100	200.00	249.21	
No. 3	100	300.00	248.68	
No. 4	100	400.00	248.10	
No. 5	100	500.00	253.44	
No. 6	100	600.00	257.65	
No. 7	100	700.00	262.47	
No. 8	100	800.00	266.31	
No. 9	100	900.00	270.46	
No. 10	100	1000.00	275.17	
No. 11	100	1100.00	279.89	
No. 12	100	1200.00	284.50	
No. 13	100	1300.00	289.09	
No. 14	100	1400.00	293.60	
No. 15	100	1500.00	298.14	
No. 16	100	1600.00	302.65	
No. 17	100	1700.00	307.15	
No. 18	100	1800.00	312.19	
No. 19	100	1900.00	316.83	
No. 20	100	2000.00	321.56	
No. 21	100	2100.00	326.54	
No. 22	100	2200.00	332.21	
No. 23	100	2300.00	337.80	
No. 24	100	2400.00	344.58	
No. 25	100	2500.00	351.98	
No. 26	100	2600.00	359.72	
No. 27	100	2700.00	367.75	
No. 28	100	2800.00	375.27	
No. 29	100	2900.00	382.02	
No. 30	100	3000.00	389.23	
No. 31	100	3100.00	396.38	
No. 32	100	3200.00	403.93	
No. 33	100	3300.00	411.60	
No. 34	100	3400.00	419.88	
No. 35	100	3500.00	427.70	
No. 36	100	3600.00	437.31	
No. 37	100	3700.00	443.15	
No. 38	100	3800.00	452.25	
No. 39	100	3900.00	462.30	
No. 40	100	4000.00	474.16	
No. 41	100	4100.00	478.77	
No. 42	100	4200.00	481.90	
No. 43	100	4300.00	484.90	
No. 44	100	4400.00	494.42	
No. 45	100	4500.00	504.39	
No. 46	100	4600.00	506.94	
No. 47	100	4700.00	515.88	
No. 48	100	4800.00	526.46	
No. 49	100	4900.00	536.35	
No. 50	100	5000.00	543.13	
No. 51	100	5100.00	559.25	
No. 52	100	5200.00	554.55	
No. 53	100	5300.00	565.24	
No. 54	100	5400.00	574.71	
No. 55	100	5500.00	585.50	
No. 56	100	5600.00	597.24	
No. 57	100	5700.00	603.26	
No. 58	100	5800.00	600.54	
+73	73	5873.00	465.94	

令和4年度		
工 事 名	第4200037号 土湯地区水道施設整備基本設計業務委託	
工事場所	福島市土湯地区	
図 面	全体縦断面図	
縮 尺	図 示	9
作成年月日	令和 5年 3月	
福島市水道局		

※当縦断図は国土地理院のデータのプロットより作成の為、誤差が有ります。

(様式1)

令和 年 月 日

福島市水道事業管理者
清野 一浩 様

資料貸与申請書

令和6年 月 日付で公表されました「土湯地区水道施設整備事業 募集要項」に定められた資料の貸与を申請します。

会社名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メール	

(様式2)

令和 年 月 日

福島市水道事業管理者
清野 一浩 様

住所又は
所在地

商号又は
名称

代表者

印

守秘義務の遵守に関する誓約書

当社は、令和6年 月 日付で公表されました「土湯地区水道施設整備事業 募集要項」に定められた資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の貸与を受けることを希望します。守秘義務対象資料の貸与を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受け、本目的以外のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 3 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、福島市水道局（以下「水道局」という。）に対して、事前の書面による通知を行った上で、当社の関連会社（ここでいう関連会社とは当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指す。）及び協力企業（本目的に関し、協力を依頼する者等をいう。以下「第二次被開示者」という。）に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 4 当社は、自らの責任において、前2項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
- 5 当社は、水道局から提供を受けた全ての守秘義務対象資料は、参考のために提供されるものであり、水道局はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第2条（秘密の保持）

当社は、水道局から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合又は水道局の事前の承諾がある場合のほか、第三者に対し開示しません。

なお、水道局の承諾は、当社及び第二次被開示者ごとに個別に受けるものとします。

第3条（善管注意義務）

当社は、水道局から提供された守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

水道局から提供された守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により水道局及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により水道局及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本事業への参加に至らなかった場合及び本事業への参加の結果事業者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより水道局に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の破棄）

- 1 水道局から提供を受けた守秘義務対象資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、その写しを含めてすべて速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対して当該資料の全部又は一部を開示していたときは、当該第二次被開示者をして、開示を受けた資料及びその写しをすべて速やかに破棄させることを約束します。
- 2 法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により当該資料を破棄することができない場合、当社及び第二次被開示者は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務付けられた期間が経過したときは、速やかに当該資料・情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

第8条（その他）

当社は、第1条から第7条までに定めるほか、守秘義務に必要な措置を講じます。

以上

(様式3)

福島市水道事業管理者
清野 一浩 様

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者

質 問 書

令和6年 月 日付で公表されました「土湯地区水道施設整備事業」について、次のとおり質問を提出します。

会社名	
部署名	
担当名	
電話番号	
電子メール	

1 質問内容

No.	質問項目 (タイトル)		頁	対応箇所						内容
				第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	
例	募集要項	見学対象場所	6	第2	3	(2)	イ			〇〇〇
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

<注意事項>

- 1 質問数に応じて適宜、行を追加すること。ただし、列の追加やセルの結合は認めない。
- 2 一つの質問を一つのセルに記載すること。
- 3 資料中の同一箇所を対象として複数の質問を行う場合であっても、内容ごとに質問を分けて、別のセルに記載すること。この場合、それぞれの質問について対応箇所の記載を省略しないこと。
- 4 回答公表時には他の提出者の質問と統合し、採番し直すため、質問はそれぞれで完結するように記載し、かつ、質問文中で他の質問No.を参照しないこと。
- 5 本質問書はMicrosoft Excelのまま作成し提出すること。